

## ちょっと深掘り著作権—他の法律との接点からみる著作権法

弁護士 井奈波 朋子

### Vol.1 著作権法を取り巻くいろいろな法律

#### 1 本連載の概要

本号から1年間、「ちょっと深掘り著作権」と題する連載を担当いたします弁護士の井奈波朋子です。

このコーナーでは、池村聡弁護士が、「ざっくりさくっと著作権」と題する連載を2016年4月号から2017年3月号まで担当され、小坂準記弁護士が、「コピーライト・ビギナー—著作権のボーダーラインを学ぶ判例入門—」と題する連載を2017年4月号から2018年3月号まで担当されました。いずれも、業界唯一、著作権を専門とするこの『コピーライト』誌において、初めて著作権法に取り組む方々に向けた連載として斬新な企画でした。

「ざっくりさくっと著作権」は、今年に入って、日経文庫から単行本『初めての著作権法』として出版され、Amazonのカスタマーレビューでも、たいへんいい評価がされていますので、『コピーライト』の連載を見逃してしまったという方は、こちらでキャッチアップされるのではないかと思います。「コピーライト・ビギナー」は、判例の分析のまとめとして、実務的な判断基準が名確認示されていて、初心者だけでなく「ベテラン」の方にとっても新たな発見がある内容となっており、「ざっくりさくっと著作権」の次の企画にふさわしいものでした。

さて、その二つの後を襲う連載として、どのような切り口で著作権法を取り上げるかは非常に悩ましいところでした。連載テーマの選択に迷いに迷った挙句・・・、著作権と他の法律の接点から著作権を考えてみようという企画を思いつきました。会社などで著作権を担当する『コピーライト』の読者の方々の中には、いきなり著作権法から勉強するという恵まれた(?)境遇に置かれ、他の法律が手薄になっているという場合もあると思います。また、これまでの連載で著作権法の概略を把握している方々や、他の法律も一通り勉強していて、これから著作権法に取り組む方もいらっしゃると思います。本連載は、そのような方々向けに、他の法律を取っ掛かりとして著作権法を捉える、少し別の角度からみて、もう一度著作権法を再考してみる、ということを主眼としています。ちょっと斜めから著作権法を眺めて、著作権法を少し掘り下げてみようという趣向ですが、1年間お付き合いいただければ、嬉しく存じます。

#### 2 他の法律とも何かと絡む著作権法

著作権法にはいろいろな法的側面があって、また、他のいろいろな法律とも絡むという複雑な様相を呈しています。著作権法は、権利義務関係を定める実体法であるとともに、権利義務関係を実現するための手続きを定める手続法という側面も少し見受けられます。また、主として、私人間の生活関係を定める私法であるといつて差し支えないと考えられますが、

同時に、公私の関係を規律するという意味において公法的な側面も見られます。さらに、私人間の経済秩序に国家が干渉し規制するという性格もありますので、経済法の側面をも有しています。

したがって、著作権法は、多種多様な表情を持つ応用編にあたる法律であるといえます。実際、法学部の勉強では、著作権法を含む知的財産権の分野は選択科目となっている大学がほとんどではないかと思えますし、司法試験でも選択科目の位置づけとなっています。著作権法がそういう性格を有するものである以上、同法をよりよく理解するためには、私法の基本となる民法や、手続法である民事訴訟法などの基本的な法律の理解も当然必要になってくるはずで

す。民法との関係でいえば、著作権は、物権的権利と言われたりしますが、あらためて考えると、物権的というのは、とても抽象的な概念です。しかも、著作権は、形のある物に対して発生する権利ではなく、本やCDのような媒体に載っている文章や音など、つかみどころのない何かに対して発生している権利で、物理的に存在する有体物を前提とした民法上の物権の概念で捉えきれないものでもありません。

また、著作権法には、譲渡契約やライセンス契約に関する規定もありますが、著作権業界では、すべての契約についてちゃんとした契約書が交わされるというわけではありません。そこでもめたらどうしたらいいのかという問題は、著作権法を見ても解決するものではなく、私法の一般法とされる民法にあたって解決していく必要があります。このように、私法の基本となる民法は、著作権法とは切っても切れない関係にあります。

さらに、著作権法は、著作権侵害に対する差止請求権を定め、民法は不法行為に基づく損害賠償請求について定めていますが、それらの請求権を実現するためには、場合によっては民事訴訟や民事保全という手続きを経る必要があります。会社で著作権業務に携わっている方でも、裁判にまで巻き込まれるケースは稀ではないでしょうか。そうであっても、どのように著作権という権利を実現していくのかという一連の手続き的な流れを理解しておくことは、せつかく持っている権利を絵に描いた餅にしないためにも重要なことです。また、著作権法には、手続法に関する特別規定がありますが、どのようなところが特別なのかを理解するには、通常の手続きを把握しておかなければなりません。

法学部の授業で必ず勉強するような基本的な法律としては、刑法も関係しますし、手続法である刑事訴訟法も関連してきます。ちょっとした著作権侵害はホントのところ誰でも少なからずやっちゃっているのではないかと推察しますが、さすがに『コピーライト』の読者が警察沙汰になって被疑者や被告人になることはないにせよ、権利者として被害届を出したり、告訴・告発したりということは大いに考えられます。著作権法は、犯罪の構成要件やそれに対応する刑事罰を定めるものでもありますので、その理解を深めるためには刑法や刑事訴訟法の基本的知識も必要になると思います。

そして、あまり普段は意識することもないかもしれませんが、著作権法も憲法秩序のなかで存在しているもので、いろいろな人権を基礎に立脚している権利であることも留意して

おくべきではないかと思います。

これらの基本的な法律のほか、著作権法は、他の特別法にも関係してきます。著作権法自体、著作物や実演、レコード、放送および有線放送について著作者の権利と著作隣接権者の権利を定めるものなので、特定の事柄に限って適用される法律として、特別法に位置づけられるものですが、特別法同士でも絡み合う部分があります。そのなかで、もっとも密接に関係するのは、当然のことながら、他の産業財産権法や不正競争防止法であるといえます。

ほかにも、知的財産権法分野では、特に、著作権等管理事業法やプロバイダ責任制限法が密接に関係してきます。ですが、この領域の法律に関しては、著作権法に関係して接する機会も多いと思いますので、この連載では、どちらかといえば馴染みが薄いと思われる特別法として、労働法と独占禁止法と国際私法を少しだけ取り上げてみたいと考えています。これらの領域は著作権法と同じように、それぞれに専門特化した分野なので、どうも取っつきにくく、ついスルーしてしまいがちなのですが、少し理解しておくだけで、著作権法のテキストや裁判例を読むときに、ぐっとわかりやすいものを感じられるように思います。

### 3 今後の連載予定

・・・というように、ここまで書いていて、とんでもない大風呂敷を広げてしまった感があり、この大風呂敷をどのように畳もうかとすでに悩ましく感じています。しかし、この企画で学術的な議論をする余裕もありませんし、筆者自身も学者のような能力は持ち合わせていませんので、なるべく基本的なことがらを押さえられるように「ざっくり、さくっと」進める予定です。

最後に、来月号から1年間の連載予定をお示ししたいと思います。これだけ広い領域のポイントを、見開き2頁という制約のなかで、どのように親しみやすくお伝えするか、工夫が必要なところではありますが、今後1年間、著作権の姿をダイナミックに描いていくよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

5月	民事訴訟法と著作権
6月	民事保全法と著作権
7月	民法と著作権①
8月	民法と著作権②
9月	民法と著作権③
10月	民法と著作権④
11月	独占禁止法と著作権
12月	労働法と著作権
1月	国際私法と著作権
2月	刑法・刑事訴訟法と著作権
3月	憲法と著作権